

平成30年12月13日  
鎌倉市教育委員会

## 鎌倉市の部活動の在り方に関する方針

### 1 策定の背景と趣旨

学校教育の一環としての部活動は、自らが目的を持って継続して取り組む活動を通して自己肯定感を高めたり、異年齢との交流の中で人間関係の構築を図ったりするなど、その教育的意義が高いものであり、学習指導要領には次のように示されている。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

(※中学校学習指導要領(平成29年7月文部科学省)総則第1章第5の1のウから)

生徒の自主的、自発的な意志により行われる部活動は、生徒が参加しやすい体制を工夫するとともに、バランスのとれた生活や成長の度合いのちがいに配慮することが大切である。

また、教職員の実態として、平成29年7月に実施した「教職員勤務実態調査」の結果からは、部活動指導に専門的知識や経験がないことからの負担感や長時間勤務の要因の一つに挙げられていることから、適切な改善が求められている。

以上の観点から本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月スポーツ庁)」、「神奈川県部活動の在り方に関する方針(平成30年4月神奈川県教育委員会)」を参考にして策定した。

本方針は、生徒のバランスのとれた健全な生活と成長及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指して策定したものであることから、運動部活動と文化部活動ともに適用するものとする。

### 2 適切な運営のための体制整備

#### (1) 部活動に係る方針の策定等

ア 校長は、各学校の教育目標等を踏まえ、「鎌倉市の部活動の在り方に関する

方針」に基づき、部活動の指導の目標や運営の方針「学校の部活動に係る方針」(以下、「学校の方針」とする。)を作成し、公表する。

イ 部活動顧問(以下、「顧問」という。)は、学校の方針を踏まえ、年間活動計画書を作成し、年度始めに校長へ提出する。

ウ 顧問は、年度始めに保護者説明会または懇談会等を設け、各部活動の目標や運営方針、活動日や活動時間、年間の経費等を生徒・保護者に説明する。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の人数等の状況を踏まえ、生徒の安全の確保等、円滑に部活動が実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

また、部活動は学校教育の一環として行われるものであることから、その運営、指導は校長の適切な管理・監督・指導のもとで行う。

イ 顧問は複数名配置することが望ましく、顧問間で役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努める。

ウ 顧問は、日常の運営、指導に関して、顧問の間で意見交換を行い、指導の内容や方法について研究するとともに、情報共有に努める。

エ 校長は、活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒の活動の安全性と顧問の指導及び長時間勤務による負担に配慮し、必要に応じて顧問へ指導・助言を行う。

## 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び顧問は、部活動の実施に当たり、生徒の心身の健康管理、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 顧問は、生徒が生涯を通じてスポーツ活動や文化活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が意欲を持って活動できるよう、個々の目標達成に向けて、休養日を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。その際、心身共に安全・安心な活動となるよう留意する。

ウ 校長及び顧問は、部活動中において、熱中症事故防止及び事故における適切な措置を、生徒への安全指導も含めて講ずる。

#### 4 適切な休養日等の設定

- (1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスがとれた生活を送ることができるよう、次を基準とする。

ア 週当たり平日1日以上、週休日1日以上の休養日を設ける。

(ア) 各部活動の状況により、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件が異なるため、統一的、定期的な休養日をとることは難しいことから、休養日を他の週休日に振り替えることもできる。長期休業中の場合は、平日でも振り替えることができる。

ただし、学期中においては、1週間のうち必ず休養日を設定することとし、大会等で土日両日の活動がある場合でも、前後の週の平日を含め7日間以上連続で活動を行わない。

(イ) 長期休業中の活動は、5日以上連続で行わず、休養日を設定する。

また、長期休業中は、平日も週休日と同様の扱いとする。

(ウ) 夏季休業中の学校閉校日および学校休業日(12/29～1/3)の活動は原則行わない。

イ 休養日は、年間52週と考え、平日及び週休日各52日以上に相当する休養日を設定する。

[52日の考え方]

(ア) 平日は部活動(始業前及び放課後の活動)が行われない日を1日とする。

(イ) 週休日(祭日等を含む)は、全日の休養日を1日とする。

ウ 1日の活動時間は、平日については2時間程度(朝練習を含む)、週休日については、3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、生徒の健康や学業に支障がない範囲で、多様な活動に配慮することとし、試合、コンクール等で、午前・午後を通して活動する場合は、休憩時間をこまめに取り、さらに、平日の休養日を多くするなど、週当たりの活動時間が16時間未満となるようにする。

- (2) 校長は、上記の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導を行う等、その運用を徹底する。

## 5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた部活動

部活動は、生徒一人ひとりの興味・関心に応じて行われるものであることから、生徒の多様なニーズを踏まえた部活動における活動内容の工夫が必要である。

学校においては、学校の状況に応じて、選択が可能となるような部活動を設置するとともに、在学中の部活動の変更を柔軟に認めるなど、大会やコンクールの結果や成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや文化的な活動に親しむ基礎を培うことや生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう、活動環境の整備に努める。教育委員会においては、学校が部活動を円滑に運営するための人的支援に努める。

### (2) 地域との連携等

ア 校長は、生徒のスポーツ・文化的な活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備に努める。

イ 学校と地域・保護者は互いの理解と協力のもと、共に子どもの健全な成長のため、教育、スポーツ・文化的な活動の環境の充実を図ることを目的に、こうした取組を推進する。

## 6 取組の推進

教育委員会は、本方針に示す鎌倉市の部活動に係る取組について、その状況を把握し、検証するとともに、その結果を踏まえて、必要な改善を図っていくものとする。また、必要に応じて学校に指導・支援・助言を行うものとする。

### (参考資料)

- ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）
- ・神奈川県の子どもの部活動の在り方に関する方針（平成30年4月神奈川県教育委員会）